

〔論文〕

日本における国際結婚家庭に関する心理社会的支援

——在日フィリピン人のDV被害者支援についての考察*——

金 愛 慶・津 田 友理香

名古屋学院大学 / 四谷ゆいクリニック

要 旨

日本人男性と近隣アジア出身女性との国際結婚家庭の増加（厚労省，2010）に伴い，ドメスティックバイオレンス（DV）や離婚によって危機的状況に置かれた母子も少なくない。これまで外国人女性のDV被害者支援は，関連の福祉施設や市民団体が担ってきたが，2004年のDV法改正により，配偶者暴力相談支援センターを始めとする公的機関もその一端を負うこととなった（法務省，2004）。本論文では，同センターにおいて在日外国人のうちDVに関する相談件数が最も多いフィリピン人女性（内閣府，2012）に焦点を当て，在日外国人DV被害者への心理社会的支援の現状および課題について考察する。

キーワード：国際結婚，心理社会的支援，在日フィリピン人，ドメスティックバイオレンス（DV）

Psychosocial Support Related to International Marriage Families in Japan:

A Discussion of the Support for Filipino DV Victims

Aekyoung KIM, Yurika TSUDA

Nagoya Gakuin University / Yotsuya Yui Clinic

* 本調査はJSPS 科研費26285123の一環として行ったものである。

Abstract

Along with the growing number of international marriage families between Japanese men and other neighboring Asian women (Ministry of Health, Labor and Welfare, 2010), quite a number of foreign mothers and their children have been facing critical situations brought about by domestic violence (DV) and divorce. In the past, social welfare institutions and civic groups have offered support for such DV victims. Recently, due to the amended DV Law in 2014, public institutions such as Spousal Violence Counseling and Support Centers extended support even for the foreign residents (Ministry of Justice, 2004).

In this article, we will discuss about the current situation and challenges concerning psychosocial support to foreign residents in Japan suffering from DV. It is focused on Filipino women as they remark the highest number of DV consultations according to nationality, brought to such public institutions (Cabinet Office, 2012).

I. はじめに

日本で生活する外国人は、いわゆる出稼ぎ労働者、留学生や研修生などをはじめとした、一定期間、日本で勉学や就労をした後に祖国に帰国するというのが一般的なイメージであろう。しかしながら近年、一時的な滞在者というよりも、定住者あるいは永住者として日本で生活する外国人が増えている（榎井，2011）。

女性の社会進出と晩婚化、農村地域の過疎化が国内で進行するなかで、1980年初期より農村地域を中心に国際結婚家庭は増加しており、現在では都市部にも広がりつつある（伊藤，2006&2007；嘉本，2014他）。国際結婚の様子は、特に日本人男性と外国人女性の組み合わせが目立ち、妻の国籍は中国、韓国、フィリピンなど近隣のアジア諸国の女性が大多数を占めている（厚生労働省，2010）。国際結婚が増えている社会的背景として、戦後日本女性が担ってきた主婦業、育児、あるいは介護といった家事労働を外国人妻が担うようになったためという説もある（嘉本，2008&2014；李，2014他）。

文化や言語の違いを乗り越えて幸福な家庭を築く国際結婚カップルも多いが、文化社会的な背景の違い、言語コミュニケーション面での障壁、子どもの教育や子育てに関する齟齬等、夫婦間の文化的葛藤は列挙にいとまがない。なかには、貧困状況に陥る家庭も多く、結婚が破綻に陥ると、ドメスティックバイオレンス（DV）、児童虐待、離婚等の危機的状況が起こりうる。

国籍が異なるカップルの婚姻数の増加にあわせて、離婚件数も増えているが（厚生労働省，2010）、外国人妻が在留資格の喪失を心配して離婚を恐れ、大事に至る寸前まで、結婚生活を続けるケースも少なくはないという。例えば、来日間もない外国人妻の場合、配偶者ビザを頼りに日本に在住していることが多く、ビザがないと、一般就労や社会参加も限られるため、社会的にも経済的にも不安定な立場になりやすい。嘉本(2014)は、国際結婚家庭における外国人女性は、エスニシティとジェンダーからの二重苦を強いられるため、夫婦のパワーバランスの不均衡が生じやすいと指摘している。

外国人女性のDV被害に関する統計は公開されていないものの(李, 2004), 家庭裁判所や一時保護所(婦人相談所等)に来所する外国籍者には, 配偶者からの暴力を主とした相談が上位を占める(最高裁判所事務総局, 2000; 内閣府, 2009 & 2012)。特に在留資格や親権問題などで不利な状況に置かれ, 社会的資源も限られている外国人女性が, 危機状況に陥ってから相談するケースが多く, 地域の福祉機関や外国人支援団体が現状に沿った対応をせざるを得ないと報告されている(移住連, 2011)。国際結婚夫婦のDV問題について精神科医の宮地(2011)は, 夫婦の文化差によるものというよりも, 在留資格や離婚, 親権問題などの夫婦間のパワーバランスの不均衡によって問題が生じることが多いという背景があるという。

一般的に, 国際結婚家庭に生まれた子どもは, 家庭内の文化摩擦を直接見聞することになるが, 両親がもつ二つの文化や価値観に折り合いがつかないと, 心理的混乱を起こすことがある(津田, 2010)。特に異文化の背景をもつ子どもがDV家庭で育った場合には, 深刻なメンタルヘルス上の問題を引き起こしやすく, アイデンティティや対人関係の構築に困難がみられる等, 文化的なトラウマを抱えるという(Terada, 2011)。それに加えて, 親が外国人であるがゆえの差別や偏見, 社会的資源の乏しさ等も考慮すると, 子どもの二重三重の苦しみは計り知れない。近年, 日本においても国際結婚家庭の破綻によって, 母子家庭となり, 生活保護を受給する場合や, 暴力による一時避難施設, 母子生活支援施設, 児童福祉施設等の社会的介入を必要とするケースも増えており(内閣府, 2009), 国際結婚家庭を対象とした包括的な支援体制の整備が急がれる。

本論文では, 外国人女性との国際結婚の草分け的存在であり, 外国籍者のうち, 配偶者暴力支援センターにおけるDVの被害相談件数が(内閣府, 2012)最も多いフィリピン人女性とその子どもに焦点を当て, 国際結婚家庭に対する支援の実践, 特にDV被害を受けた外国人女性および子どもに対する心理社会的支援のあり方について検討する。

1.1 問題の所在

1995年の入管法(入国管理及び難民認定法)の改正に伴い, 「興行」ビザで来日し, 滞在するフィリピン人女性が激減し, 1990年代初期からは「日本人の配偶者等」としての定住者が増加した。なかでも, オールドタイマーである在日韓国・朝鮮人と日本人との婚姻が減少するなかで, 1985年以降に来日した近隣アジア諸国の女性との結婚が急増した。1990年代前半では日本人男性を配偶者とするフィリピン人女性が最も多く, 近年でも中国人女性に次いで2番目に多い(総務省統計局, 2010)。

2013年末現在, 日本に在住するフィリピン人は20万9183人と外国人登録者数の10%を占めている。その内訳は, 「日本人の配偶者等」, つまり, 日本人の妻あるいはその連れ子等が約3万, 就労に制限がない「永住者」が11万人弱, 「定住者」が4万弱である。したがって, すでに地域社会に定着して家庭をもち, 生活している場合が半数以上となっている。

在日フィリピン人の特徴は, 女性が大多数(81%)であり, 30~40代の年齢層が過半数を占める(58%)。また, 首都圏や地方都市に人口が比較的集中しているものの, 集住地域はなく, 全国に散在しているのが特徴である。山形などでいわゆる農村花嫁として来日したフィリピン人

女性（桑山，1995）や，東北に出稼ぎ労働者として来日したフィリピン人女性たちが後に日本人と結婚し，定住した（李，2014）ことは一例である。

また，母親がフィリピン人の子どもの出生数が1995～2013年まで年間3000から6000人の間で推移しており，統計上は累計9万人を超えるといわれる（厚生労働省，2013）。また，国際移住機関の報告（IOM，2013）によると，婚外子や離婚により，日本人の父と離れて生活する子ども¹⁾を入れると，日比両国に推定10～30万いるとされる。ここでは，フィリピン人妻と日本人夫との国際結婚家庭を総称して日比家族，その子どもを日比児と呼ぶこととする。

1.2 在日フィリピン人の心理社会的支援

近年では，オーバーステイによる親子離別，フィリピン人母子の無理心中，いじめによる日比児童の自殺やストーカー殺人事件といった日比家族にまつわる事件も報道されている。あるいは，日系フィリピン人が離れ離れになった父の国に憧れて来日したところ，ブローカーによる人権侵害や人身売買等のトラブルに巻き込まれるケースも後を絶たない（IOM，2013）。

このように，日比家族，日比児を取り巻くさまざまな社会問題のなかでも，DVと関連した問題は比較的初期の段階から顕在化していたと考えられ，いくつかの市民団体（NGO/NPO）や関連の社会福祉施設²⁾がフィリピン人女性と子どものDV被害者支援を担ってきた歴史がある。フィリピン人女性を含む外国人妻のDV被害の深刻化（内閣府，2012）に伴い，2004年のDV法³⁾改正の際には，外国人女性の保護に関する項目が追加された（法務省，2014）。そのため，外国籍のDV被害者の一時保護施設の利用が可能となり，在留資格の変更手続き，人権相談等の公的支援の対象となった⁴⁾。

WPA（The World Psychiatric Association）による移住者のメンタルヘルスケアのガイドライン（Bhugra, et. al., 2011）によると，女性と子ども・若者は特に配慮すべきグループとされる。特に国際結婚家庭におけるDV問題については，法的，社会的，心理的な特質がからむと同時に，官民双方による中長期的な支援が欠かせないことから，今後の国際結婚家庭に対する政策やコミュニティ支援を考える上でも重要なテーマとなる。そこで，本論文では日比家族への支援を行ってきたNGOの実践例を通して，日本における国際結婚家庭の心理社会的支援の現状と課題について考察することとする。

1) かれらは，ジャパニーズフィリピンチルドレン（JFC）とも呼ばれている。

2) 例えば首都圏では，後述する団体の他に公益財団法人「女性の家HELP」や「ファミリーセンターピオラ」等がある。

3) 正式には，「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。

4) 内閣府男女共同参画局（2008）の「配偶者からの暴力被害者支援情報」のホームページにも，多言語での情報提供がなされている。

II. 支援団体への調査

調査報告においては、活動家および支援者へのインタビューに加え、活動報告書や団体のニュースレター等を参考にした。著者らは、臨床心理学、多文化間カウンセリングを専門としており、在日外国人のコミュニティケアおよびアクションリサーチの実践と調査を行ってきた。そのため、外国人女性および子どもへの心理社会的支援を主眼に置き、とりわけ首都圏にてDV被害を受けたフィリピン人女性とその子どもの支援を行っているカラカサンとカパティランの二つの市民団体（NGO）を対象にインタビューおよびフィールドワークを実施した。主な質問内容としては、①設立経緯、②活動内容、③相談内容および実績、そして、④支援の課題と限界であった。

2.1 調査対象団体の概要

1. カラカサン～移住女性のためのエンパワーメントセンター（KALAKASAN）

2002年に神奈川県川崎市内のアパートの一室を拠点として設立されたNGO団体である。DVの被害にあった外国人女性やシングルマザーの当事者たちの相互扶助団体である。外国人女性の生活支援、心理的ケア、自助活動に加え、母子を総合的に支援する活動を行っている。上述のDV法改正に向けて、カラカサンに参加する外国人女性たちが自らの権利を主張するため、国会議員らにロビーイング活動を行った実績がある（山岸，2009）。また、外国人女性の子どもについては、戸別訪問やカウンセリングのみならず、学習支援やフリースペース等を通じた居場所の提供を行っている。

組織体制は、フィリピン人女性、フィリピン人の修道会シスター、日本人スタッフの3人が共同で代表を努めており、7～8人のボランティアが支援活動に携わっている。主な資金源は、寄付金、会費、そしてチャリティーイベントである。フィリピンではなじみの深い抽選会（raffle）を取り入れたイベントを行うなど、資金集めに工夫をしている。

長年に亘って地域とつながり、被害女性と子どもがエンパワーされるプロセスに関わった支援をしているという特徴があるものの、NPO法人化はしない任意団体に留まっている。そのことから、家賃や光熱費などを個人名義で支払うといった、団体に関わる個々人の力量に依存せざるを得ないことが課題として挙げられた。

2. カパティラン（KAPATIRAN）

1988年に設立され、都内のキリスト教会の敷地内に事務所を構えるNGO団体である。在日フィリピン人のメンタル面と生活面でサポートをしており、夫婦間のトラブルや子育てに関連する問題を主とする電話および対面相談、行政機関および関連施設に同行する通訳サービスなどを提供している。家族支援としては、親向けの子育て支援、子ども向けのプログラムといったアウトリーチ活動も行っている。カパティランの設立初期には、雇用条件や在留資格関連の相談が多くみられたが、1995年の入管法改正後、日本人と結婚するフィリピン人女性が増加するにつれ、

DV, 子育て, 離婚などの家庭内問題が急増し, 2013年現在も相談件数の上位を占める。

日本人とフィリピン人の非常勤スタッフが相談業務を担い, 事務員数名とで運営している。また, 支援団体や個人からの寄付金や資金活動によって財源を確保している。現状としては, 在日外国人のDV支援については, 危機的介入が中心となっている。他方, 中長期的な支援は欠かせず, 大使館や入管, 関連施設につなぐなど, 複雑なケースワークを要することがあるものの, 限られた財政的・人的資源のなかで対応しているのが現状である。

2.2 考察と課題

上記外国人のDV被害者支援団体の訪問をふまえ, 現行の支援の課題と限界について, 心理社会的支援の立場から検討する。

1. 財政的, 人的資源の不足

NGO団体といった組織の性質上, 個人からの寄付金および団体単独の資金活動に頼っており, 人員的にも財政的にも限りがあるなかで活動を運営している。そのため, ケースワークあるいはカウンセリングを行う際の有給スタッフを雇う余裕がなく, 学生や社会人のボランティアに頼らざるを得ない状況である。

特に, 離婚調停やDV被害などは複雑かつ長期に亘る支援となり, 法律, 福祉, 心理等の専門家の助言が必要な場合が多いのにも関わらず, 既存のスタッフの熱意や力量に依存せざるを得ない現状がある。今後は行政を中心として, 長期的に実績を挙げている団体に対する客観的評価を行い, それに見合った公的財政支援の拡大, さらには官民双方の情報交換がより一層望まれる。

2. 支援のつながりにくさ

外国人女性は, 言語や制度面の壁があり地域に頼れる親戚や友人等の人的資源が限られているため, どこに相談すればいいかわからない, 相談しても言葉がわからない等といった情報収集や社会資源利用のノウハウ不足が考えられる。加えて, 一般的にDV被害者は, 知人はもとより, 専門機関には相談できず, 重症化するまで見過ごされることが多く, 実際の支援につながりにくい傾向があるとされる(大西, 2010)。

さらに, DV被害者のアフターケアについては, 一般的には重要視されているものの, 相談者は当面の生活が安定すると相談が途絶えてしまい, 被害親子の精神的ケアが持続せず, 中断する可能性が示唆された。サービスのアクセシビリティという点でも, 時間的, 経済的制約などから, 遠方から自助グループ活動に参加することが負担となる場合もある。これは, 相談者の心理的支援に関する認識の不足とも考えられる。どのような場合にどこに相談すれば良いかなどの情報提供や自己啓発を行う場を地域や行政に設けることで対応が可能であろう。間接的には, 外国人支援者のみならず, 地方自治体を始めとした行政窓口の担当者に外国人被害者の現状についての理解を深めるための教育や啓蒙は欠かせない。

3. 外国人コミュニティゆへの制約

DV被害者の当事者によって構成される自助グループ活動は、外国人妻たちのエンパワーメントにつながるゆえに、貴重なリソースとなると考えられる。一方で、家庭や子どもの問題を取り扱うグループの場合は、あらゆるニーズをもったメンバーによって実施され限られた外国人コミュニティの人達で構成されていることが多い。そこで、家庭内の問題が風評となり、逆に被害女性を傷つけるケースもある。そのためグループのファシリテーターは、グループ内での個人的な話は、その場で共有することに止め、グループの外では一切話題にしないなどといった守秘義務のルールをメンバーに徹底する必要があるだろう。対人援助の専門職は、相談者の守秘義務に関するトレーニングを受けているものの、自助グループの場合は、相談を受ける側と相談する側との境界線が緩やかである。古くからの知り合いの人にプライベートな話をすることに抵抗があるのと同時に、支援者側も感情移入をしすぎてかえって混乱してしまうようなケースが起こりうる。したがって、相談活動における時間や場所、役割などの枠の重要性についての理解が支援者側に必要だと考えられる。

4. カウンセリングサービスの質の強化と専門家との連携の必要性

現状の外国人相談支援においては、ボランティアベースのカウンセラーがゲートキーパー的な役割を担っていることは多いに評価すべき点である。しかし、より深刻な心理的な不適応、例えば精神疾患を伴うケースに直面した時に、カウンセラー自身が限界を感じるといったことがインタビューで述べられていた。その解決には、カウンセラーのスキルおよびアウェアネス向上のための研修機会の充実、あるいは、精神科医や臨床心理士、弁護士等の専門家との連携をふまえたネットワークを構築することが必要不可欠となるだろう。

特に、在日外国人のカウンセリング、グループファシリテーションができる人材の不足が考えられるため、カウンセラーの養成プログラムを整備することである。外国人DV被害者の相談に携わる人が、多文化に関する理解や感受性を深めるとともに、社会福祉や心理の専門職でなくとも、個別のカウンセリングやファシリテーションのスキルやノウハウを学ぶことで、より効果的な支援ができると考えられる。

2.3 本調査のまとめ

本調査からは、首都圏においては、在日フィリピン人のDV支援を主たる目的とした市民団体(NGO)がいくつかみられ、個々の団体が限られた資源のなかで、手探りではあるが活動を25年以上続けてきたことが明らかとなった。その利点としては、地域の特徴や個々のケースの多様なニーズに合ったきめ細やかなサービスが可能であることや、支援者またはサービス提供者が多機能の役割(生活支援、社会福祉支援、心理支援等)を担っていることが挙げられる。また、支援に携わる日本人のみならず、当事者の外国人女性自身がエンパワーされ、支援者となって活動を担う社会的基盤が整いつつあることが示唆された。

一方では、外国人のDV被害者に関する支援は、法律や社会福祉の観点からの実践や報告に留

まっており、特定の問題に対する危機介入的な援助の意味合いが強いと考えられる。在日外国人に限らず、DV被害者の支援を構築するにあたって、二次被害の防止や暴力の世代間連鎖を断つための予防的な家族支援プログラムをも視野に入れるべきである。しかし、日本には、精神医学や臨床心理学の専門家のなかでも、DVやトラウマに関する知識や理論が諸外国と比較しても少ないことから（大西，2010）、専門家の研修機会や実証研究の蓄積が急がれる。さらには、危機状態から回復し、母子の自立を促進するための中長期的なコミュニティサービス、特に心理社会的なサポートに対するアクセサビリティの向上、カウンセリングサービスの質の向上についての重要性が認識された。

Ⅲ. おわりに

外国人DV被害者の支援活動においては、財源の確保や人材育成、支援のつながりにくさ、サービスの質の確保や中長期的支援は、改善すべき点であろう。外国人移住者にとって、より公正でアクセシブルな支援にするためには、支援者の教育訓練、あるいは弁護士や精神科医、臨床心理士を始めとする専門家集団、さらには自治体、官庁との連携が欠かせないといえる。

今後、国際結婚家庭の状況がより複雑化、多様化するなかで、DV問題のみならず外国人女性の高齢化、シングルマザー家庭、再婚家庭や家族の再統合、あるいは連れ子への心理社会的支援が新たな課題として浮上ってきており、それらのニーズにあった実践活動や研究調査の発展が望まれる。

参考文献

- 李節子 2004. 「在日外国人女性のドメスティック・バイオレンス被害に対する社会的資源—その現状と課題」、『財団法人女性のためのアジア平和国民基金委託調査報告書』<http://www.awf.or.jp/pdf/0160.pdf>
- 李善姫 2014. 「仲介型国際結婚と変容する家族関係—私的領域の見えない移民の実態」、『別巻環「なぜ今、移民問題か」』第20号、藤原書店、158-183頁
- 伊藤孝恵 2006. 「外国人妻の問題と日本の『多言語・多文化共生』への課題—家族社会学の視点を含めた国際結婚研究の整理から—」、『多文化関係学』第3号、129-139頁
- 伊藤孝恵 2007. 「国際結婚夫婦のコミュニケーションに関する問題背景：外国人妻を中心に」、『言語文化と日本語教育』33号、65-72頁
- 移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）女性プロジェクト2011. 「移住（外国人）女性DV施策に関する自治体調査と提言」〈migrants.xsrv.jp/smj/wp-content/uploads/2012/06/2011206SMJ-DV-investigation.pdf〉
- 榎井縁 2011. 「外国にルーツをもつ子どもたちのこれまでと現状」、『アジア・太平洋人権レビュー 2011 外国にルーツをもつ子どもたち 思い・制度・展望』、アジア・太平洋人権情報センター編 現代人文社、6-20頁
- 大西聖子 2010. 「精神健康の側面から見たDV被害の実態と研究の課題」、『国立女性教育会館研究ジャーナル』vol. 14、15-22頁

- 嘉本伊都子 2008. 『国際結婚!?【現代編】』法律文化社
- 嘉本伊都子 2014. 「結婚移住女性と多文化共生:震災と離婚という視点から」, 『現代社会研究科論集』第8号, 1-33頁
- 桑山紀彦 1995. 『国際結婚とストレス—アジアからの花嫁と変容するニッポンの家族』, 明石書店
- 厚生労働省 2013. 『人口動態特殊報告 日本における人口動態—外国人を含む人口動態統計』
- 厚生労働省 2010. 『人口動態統計』, 「第8表: 父母の国籍別にみた出生数の年次推移」, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii10/dl/s02.pdf>
- 厚生労働省 2010. 『人口動態統計』, 「第2表: 夫妻の国籍別にみた婚姻件数の年次推移」, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii10/dl/s05.pdf>
- 厚生労働省 2010. 『人口動態統計』, 「第2表: 夫妻の国籍別にみた離婚件数の年次推移」, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii10/dl/s06.pdf>
- 国際移住機関 2013. 「トヨタ財団事業報告書『新日系フィリピン人 (JFC)』に係る分野横断型ネットワーク構築事業」, 国際移住機関 (IOM) 駐日事務所
- 最高裁判所事務総局 2000. 『司法統計年報告: 家事編』, 「婚姻関係事件数〈涉外〉申し立ての動機別申立人別—全家庭裁判所」
<http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/030/000030.pdf>
- 総務省統計局, 2010. 『国勢調査人口等基本集計』, 「第46表 夫の国籍 (12等分), 妻の国籍 (12等分) 別夫婦数全国」, <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/pdf/skeikaku.pdf>
- 津田友理香・いとうたけひこ・井上孝代 2010. 「日本におけるフィリピン系移民二世の文化的アイデンティティと心理学的課題」, 『マクロ・カウンセリング研究9』, 60-67頁
- 内閣府男女共同参画 2008. 「配偶者からの暴力被害者支援情報: 被害者が外国人の場合」, <http://www.gender.go.jp/e-vaw/siensya/08.html>
- 内閣府男女共同参画 2009. 「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女についてとりまとめに向けた論点整理」, 監視影響調査専門調査会, <http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kansieiky/konnan-ronten/pdf/zenbun.pdf#page=40>
- 内閣府男女共同参画 2012. 「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の結果について」, http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/pdf/2012soudan.pdf
- 法務省 2014. 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年四月十三日法律第三十一号, 最終改正: 平成二六年四月二三日法律第二八号)」, <http://law.e-gov.go.jp/htldata/H13/H13HO031.html>
- 法務省 2014. 「在留外国人統計『都道府県別 年齢・男女別 在留外国人 (その4 フィリピン)』」, <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127507>
- 宮地尚子 2011. 「外国にルーツをもつ家族と子どものケアに必要な視点」, 『アジア・太平洋人権レビュー 2011 外国にルーツをもつ子どもたち 思い・制度・展望』アジア・太平洋人権情報センター編, 現代人文社, 48-57頁
- 山岸素子 2009. 「DVの現状とNGOの取組み—DV法と移住女性, 当事者女性のエンパワメント」, 『アジア・太平洋人権レビュー 2009 女性の人権の視点から見る国際結婚』アジア・太平洋人権情報センター編, 現代人文社, 78-85頁
- Bhugra, D., Gupta, S. Bhui, K. et. al. 2011. “WPA guidance on mental health care in migrants,” *World Psychiatry*, 10, pp. 2-10
- Terada, K. 2011. “A study on the effects of growing up in a family with DV children with a cross-cultural

background: field research from a maternal and child living support facility," *The Niigata Journal of Health and Welfare*, 11(1), pp. 12-21